

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

有限会社外谷建設

法人番号 7100002006012（長野県知事許可 第 017026 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 6 年 3 月 1 4 日～令和 6 年 6 月 1 3 日）

3 取引停止の理由

有限会社外谷建設は、令和 6 年 1 月 4 日、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、長野県知事から監督処分（営業停止 4 5 日間）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 6 年 3 月 1 4 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一